

非化石価値取引について

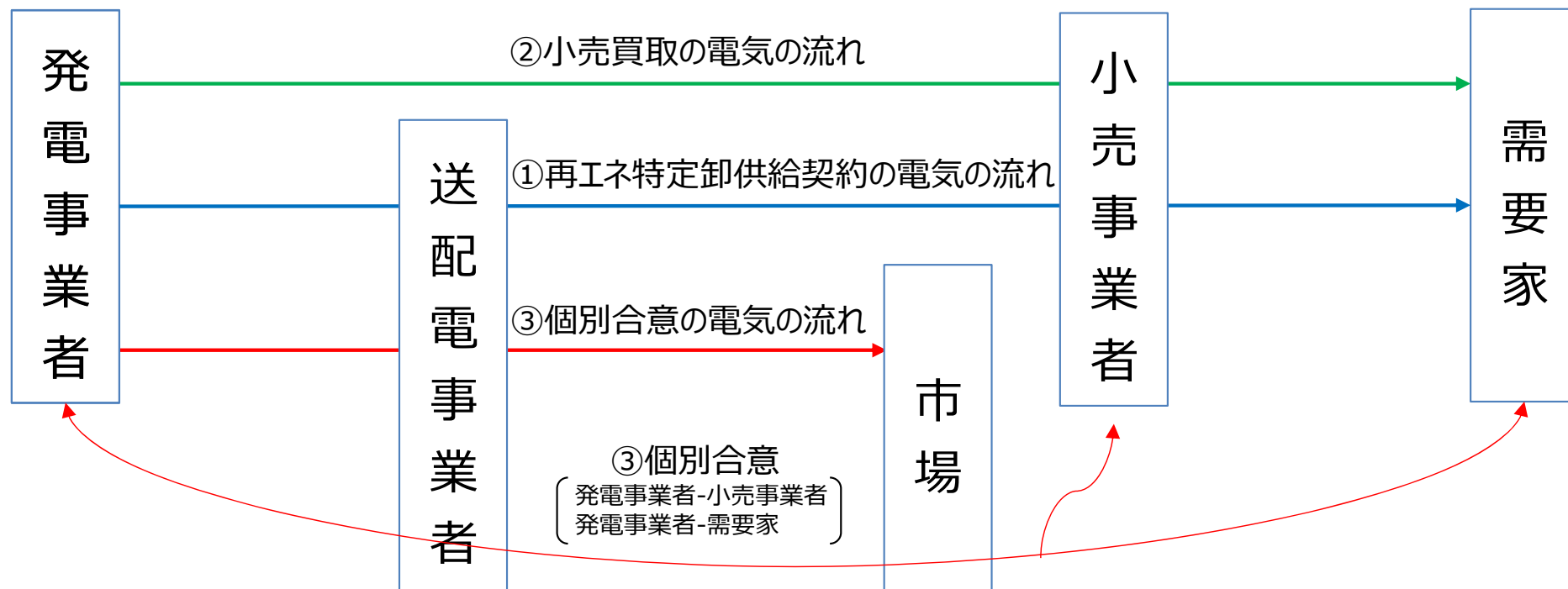
資源エネルギー庁

2024年2月28日

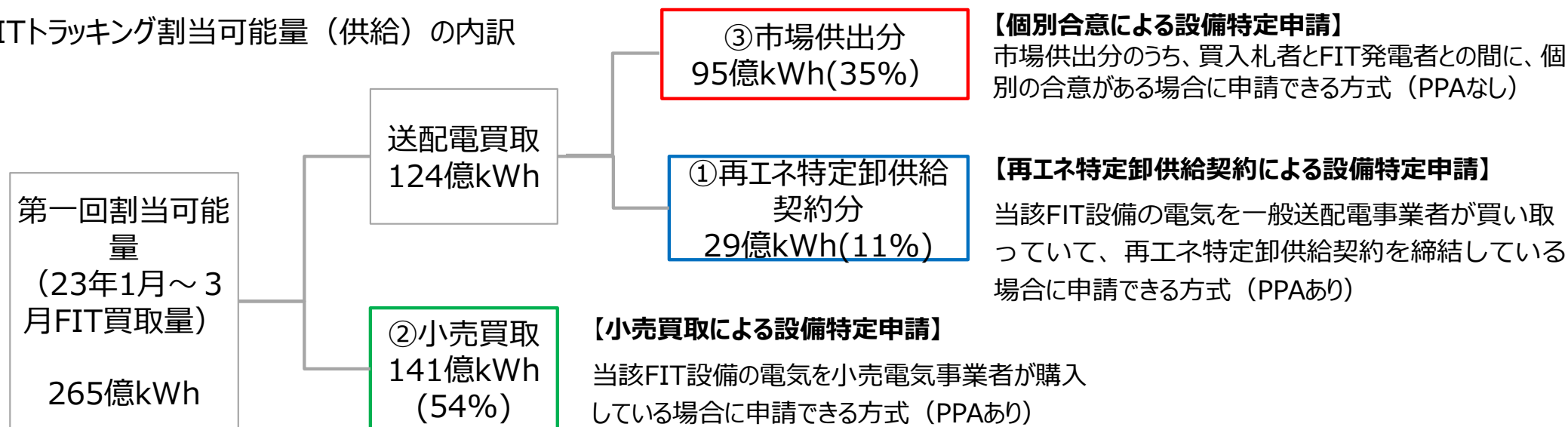
本日のご議論

- トラッキング見直しにおけるFIT優先割当の扱いについては、小売電気事業者や需要家への影響も大きいと考えられるところ、慎重に議論を行う必要がある。
- そのため、2023年10月末から11月にかけて、小売電気事業者を中心に初回アンケートを実施したが、その後、FIT発電事業者を含めた実態把握が必要とのご指摘もいただいたところ、今回追加アンケートを実施した。
- 本日は追加アンケートの結果についてご報告させていただいた上で、FIT優先割当の経過措置について御議論を頂きたい。

【参考】FIT証書の優先割当（3類型） ①再エネ特定卸供給、②小売買取、③個別合意



FITトラッキング割当可能量（供給）の内訳



- 1. 事業者アンケートの結果**
2. 優先割当の経過措置の扱い

追加アンケートの概要

- 2024年1月から2月にかけて、①FIT発電事業者、②小売電気事業者、③需要家企業・仲介事業者の三者に対し、優先割当（小売買取と個別合意）の契約実態等に関する以下の内容のアンケートを実施。合計560件の宛先に送付し、**301件の回答を頂いた**。次頁以下では、本日のご議論に係る集計結果のみを抜粋している。

- アンケート以後における個別合意・小売買取（②の方のみ）に基づく優先割当の利用実績・予定（利用を予定している場合）
- 利用予定のFIT発電設備の電源種、FIT買取残期間
- 合意の相手方の属性、書面による合意の有無、合意の期間、合意に伴う対価の授受
- 経過措置の対象にしたい設備について、相手方と書面による合意を取得する場合に必要な期間
- 再エネ特定卸供給による代替可能性（自らFIT開発を行っている場合）
- 優先割当の見直しによるFIP転換の可能性
- 優先割当の見直しが将来のFIT開発案件に与える影響
- 自由記述

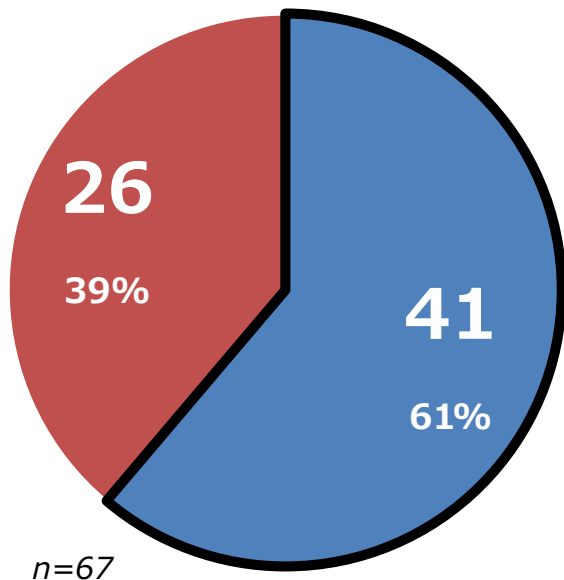
※アンケート中で「合意」と記載しているものは、現行制度下でオークションごとに優先割当のために行う実務上の対応（＝双方から事務局宛に「特定割当設備登録申請書」を提出すること）を指すのではなく、今後のオークションにおける継続的な個別合意の実施を約束する事業者間の取決めのことを指します。

個別合意の相手方の属性

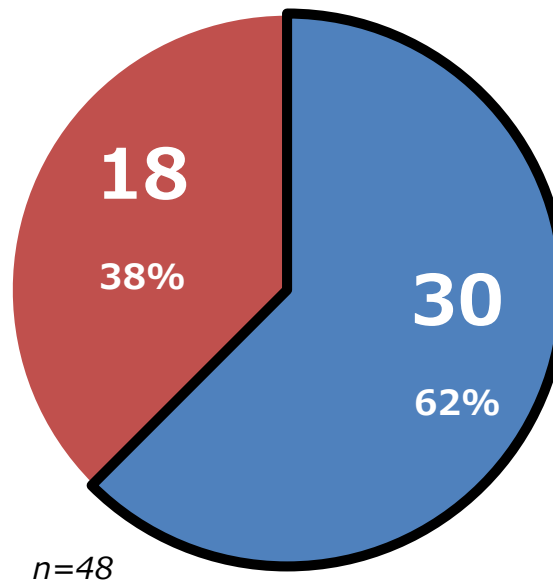
- 個別合意に基づく優先割当の相手方の属性は、自社（グループ企業や出資関係がある企業を含む）が半数以上を占めていた。

個別合意に基づく優先割当の相手方/対象となる設備の保有者（発電者）の属性についてご回答ください。（単一選択）

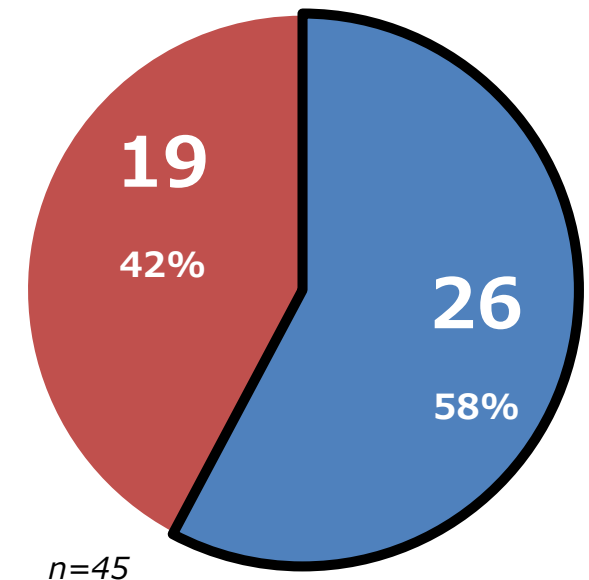
① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



■ 自社（グループ企業や出資関係がある企業を含む）

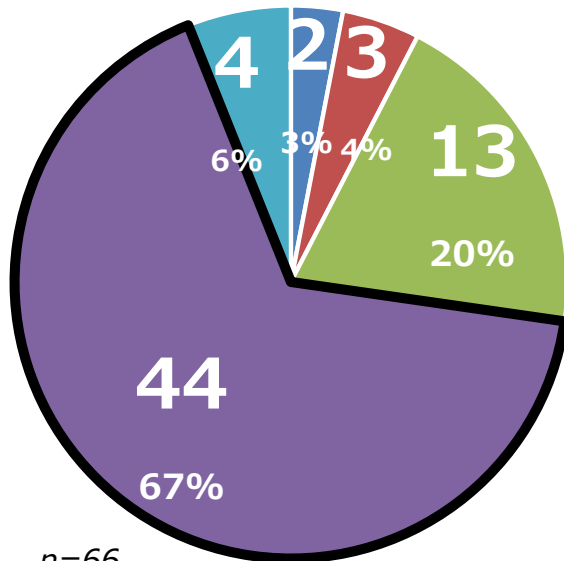
■ 自社以外

個別合意に基づく優先割当の対象となるFIT発電設備の買取残期間

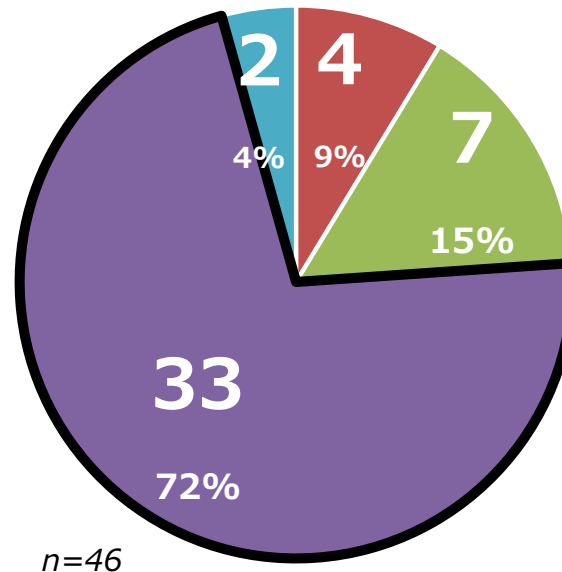
- 個別合意に基づく優先割当を利用している、もしくは今後利用予定である発電設備のFIT買取残期間については、10年以上との回答が大半を占めた。

個別合意に基づく優先割当を利用している、もしくは今後利用予定であるFIT発電設備の、アンケート時点におけるFIT買取契約の残期間についてご回答ください。（単一選択）

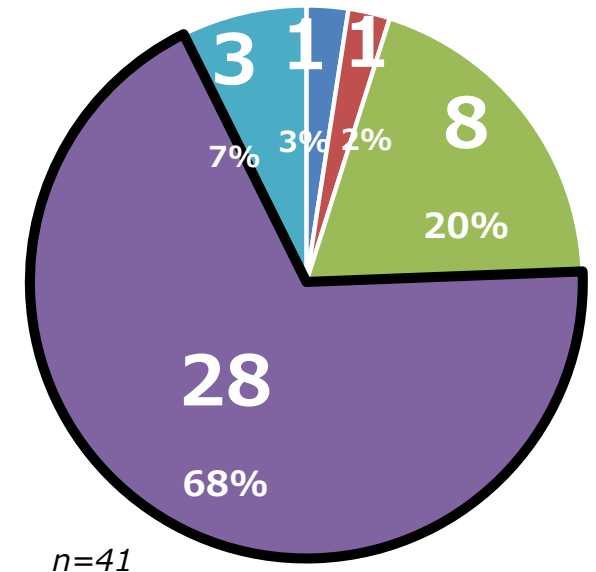
① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



■ 運転中で1年未満 ■ 運転中で1年以上5年未満 ■ 運転中で5年以上10年未満 ■ 運転中で10年以上 ■ 運転開始前

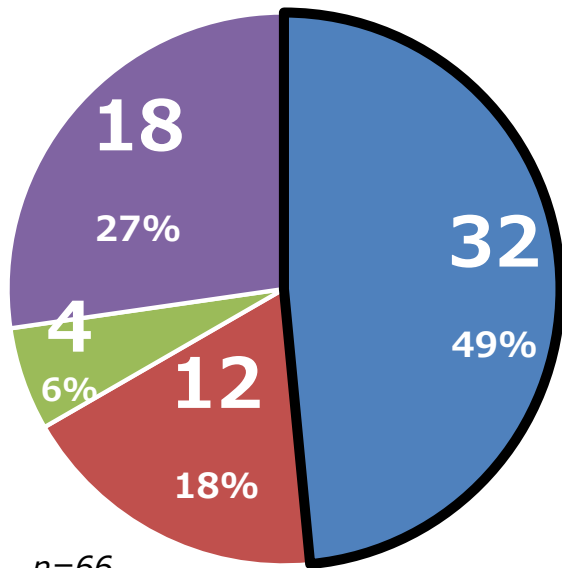
個別合意に基づく優先割当の相手方との合意（取決め）有無と形態

- 個別合意に基づく優先割当の合意形態について、約半数が書面による合意を締結しており、書面以外による合意では「メール」「担当者間での合意」などの回答があった。また、相手先が自社グループ企業であるなどの理由により、当然に個別合意が利用できる関係であることから合意はない、との回答も四分の一程度あった。

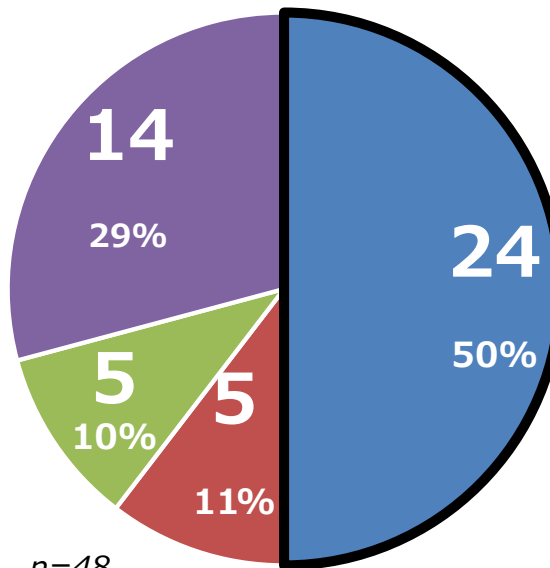
個別合意に基づく優先割当の相手方との合意形態についてご回答ください。（単一選択）

当該FIT発電設備に関するトラッキング情報を優先的に割り当てることについて、

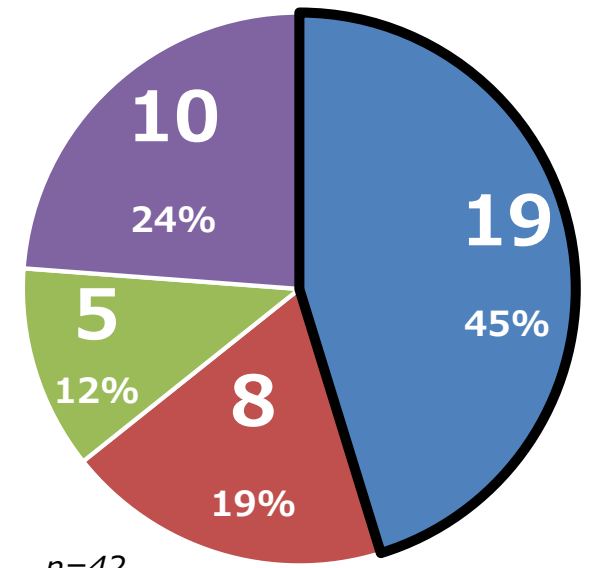
① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



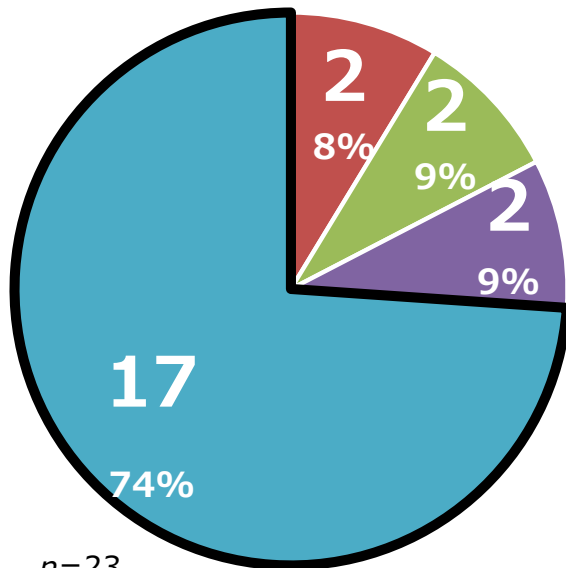
■ 書面による合意（契約書、覚書、合意書など）がある ■ 書面以外による合意がある ■ 合意締結に向けて交渉中である ■ 合意はない

個別合意に関する合意がある場合の合意期間

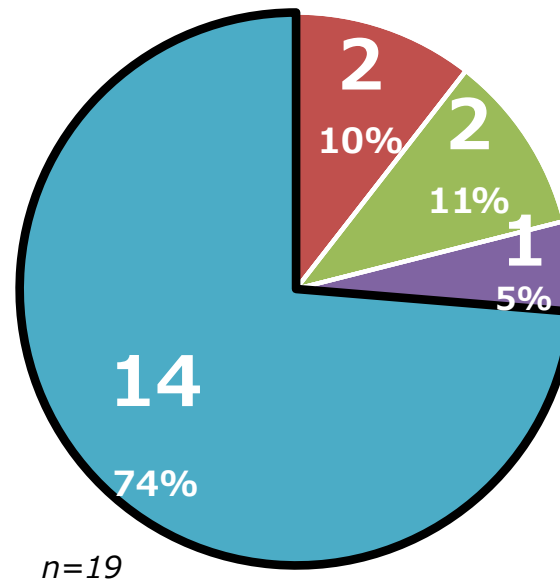
- 合意がある場合の実質的な合意期間については、「10年以上」が大宗を占めた。

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、個別合意に基づく優先割当の相手方との実質的な合意期間についてご回答ください。例えば、対象設備のFIT買取期間終了まで契約更新を行うという内容を当事者双方が認識している場合には、その買取期間終了までの期間に該当するものをご回答ください。（単一選択）

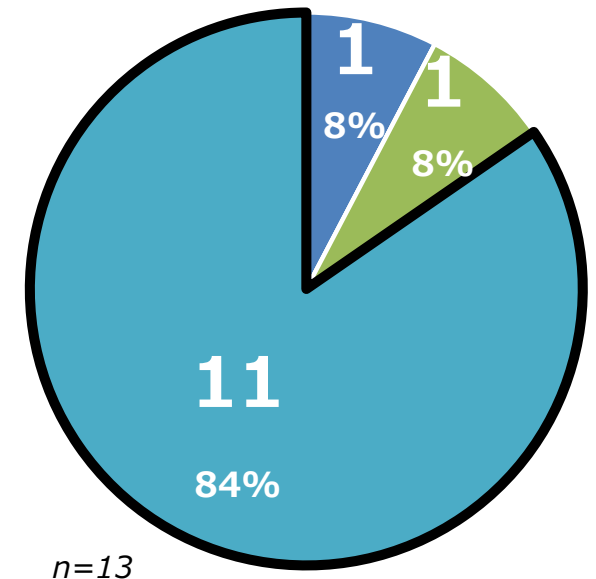
① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



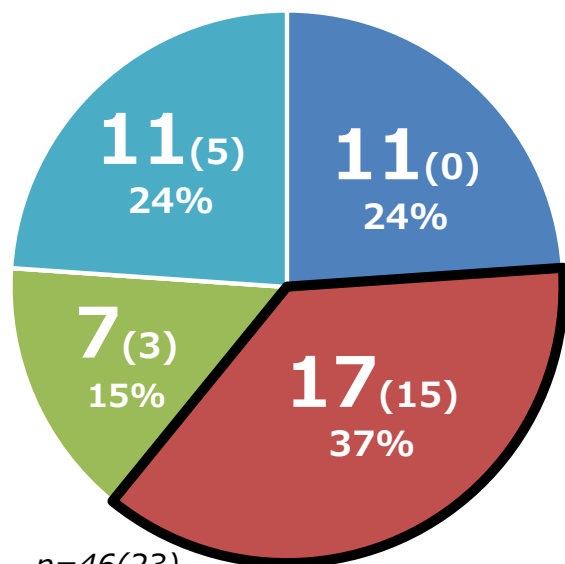
■ オークション毎に都度合意を締結している、または1年未満 ■ 1年 ■ 1年超5年未満 ■ 5年以上10年未満 ■ 10年以上

【参考】個別合意に関する合意がある場合の合意期間

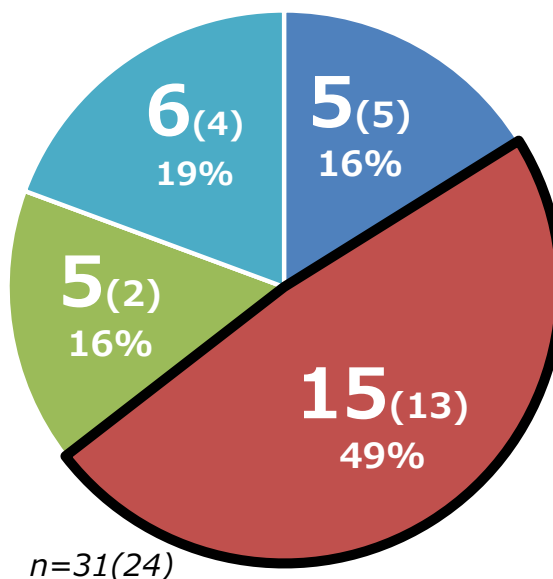
- 合意がある場合の契約書上の合意期間については、「1年」が最も多かった。また、契約期間1年以上の回答では、自動更新条項があるものが約半数であった。

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、個別合意に基づく優先割当の相手方との合意期間についてご回答ください。なお、本問では自動更新条項による期間は考慮せずにご回答ください。（単一選択）

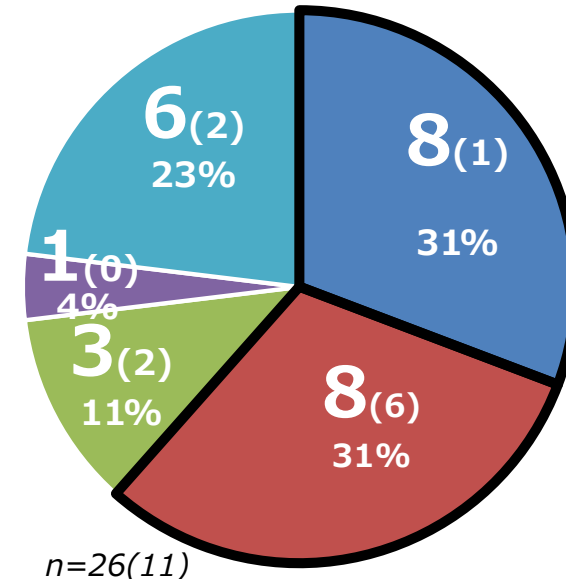
① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



■ オークション毎に都度合意を締結している、または1年未満 ■ 1年 ■ 1年超5年未満 ■ 5年以上10年未満 ■ 10年以上

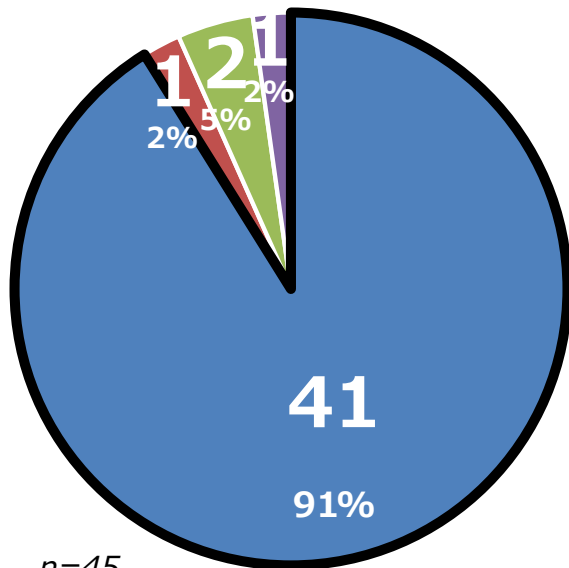
※「自動更新条項がある」と回答した内数を（）で併記

個別合意に関する合意がある場合の合意粒度

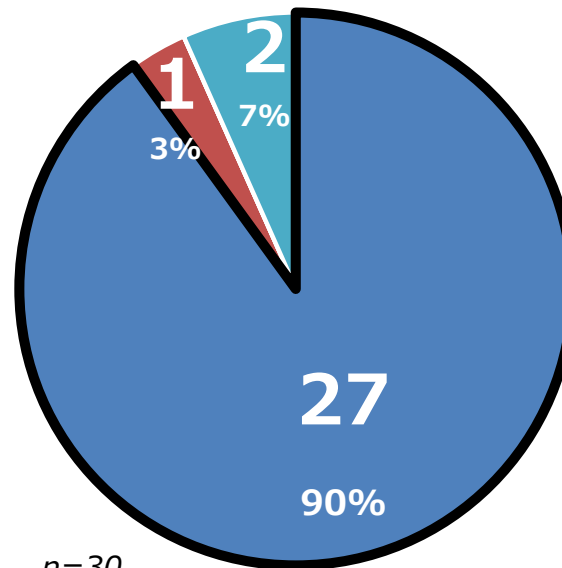
- 合意がある場合の合意の粒度は、「個別の発電所まで特定している」との回答が大宗を占めた。

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、個別合意に基づく優先割当の相手方との合意粒度についてご回答ください。（単一選択）

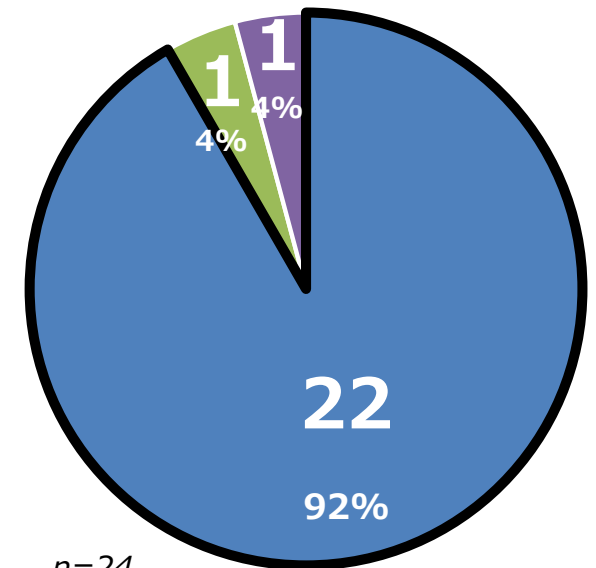
① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



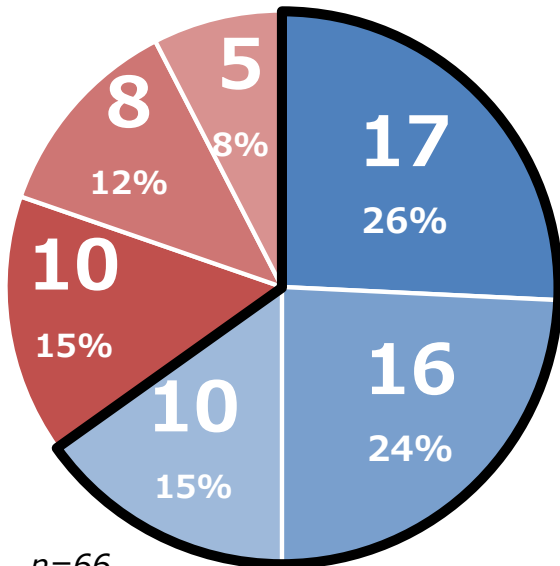
- n=45
- 個別の発電所まで特定している
 - 設備の所在都道府県と電源種を特定している
 - 設備の所在都道府県か電源種のいずれかを特定している
 - 設備の所在都道府県や電源種のいずれも特定していない
 - その他
- n=30
- n=24

合意の締結に必要な期間（個別合意）

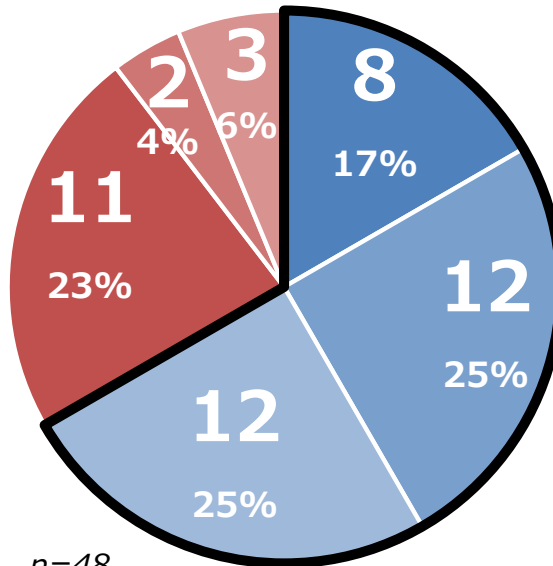
- 個別合意先と書面による合意を締結するために必要な期間について、半数は**6か月未満との回答**だった。一方で、FIT発電事業者と需要家・仲介事業者では、**1年以上を要するという回答も四分の一程度あった**。

今後、個別合意に基づく優先割当の対象としたい設備について、例えば、一定期間内に個別合意先と書面による合意を取得することを経過措置の条件とする場合、当該合意を締結するために必要な期間をご回答ください。（単一選択）

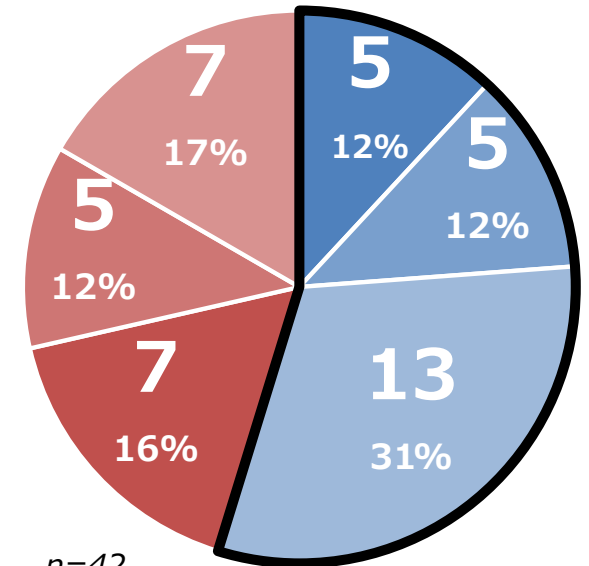
① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



■ 既に締結している、もしくは1か月未満 ■ 1か月以上3か月未満 ■ 3か月以上6か月未満 ■ 6か月以上1年未満 ■ 1年以上2年未満 ■ 2年以上

合意の締結に必要な期間（個別合意）の理由

- 必要期間の理由は、ステークホルダーへの説明・協議が必要であるため、もしくは契約条件の調整・変更、決裁に期間を要するためというものが多かった。特に、何も無い状態から契約案の協議が必要であるためと回答したケースでは、期間が長い傾向があった。

～6か月未満の理由：

- 既存契約の変更として、協議期間として3～6か月程度必要なため。
- 金額の多寡により経営会議等にかかる場合、3か月程度必要と想定しうるため。
- 自社グループ企業との合意であるので交渉期間は不要だが、事務手続き期間として1～3か月程度は必要。
- 相手方である小売電気事業者（自社）が需要家等への説明について一定の期間を要するため、経過措置期間の検討に当たっては、需要家への説明が必要であることへも十分配慮いただき、期間を設定いただきたい。

6か月以上～の理由：

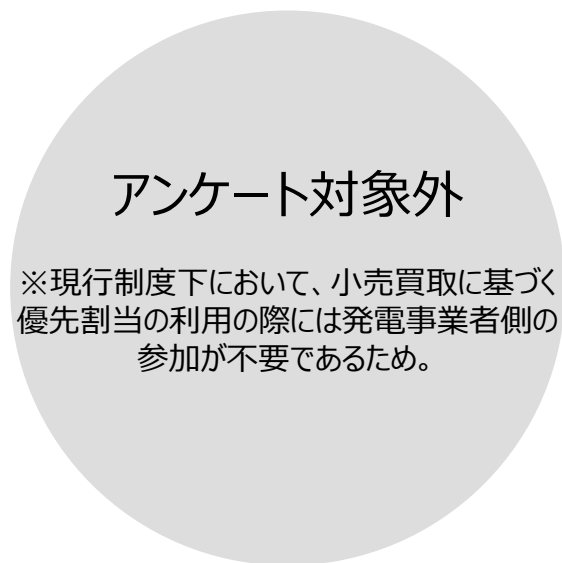
- 運転開始時期が2年以上先であるため。
- 発電事業の構成団体が複数あり、各団体が割当を希望した場合、希望量に対する割当量の調整に時間を要することが予想されるため。
- 現在まで合意実績がなく、契約書等をゼロから作成する必要があり、法務的な確認等が発生することに加え、需要側の計画に合わせて供給計画や対象設備の合意要否を検討する期間を考慮すると、2年以上必要になる可能性がある。
- 今後、個別合意先が相当増える見込みであり、それらすべてと書面による合意手続きを完了するには相当な期間が予想されるため。

小売買取の相手方の属性

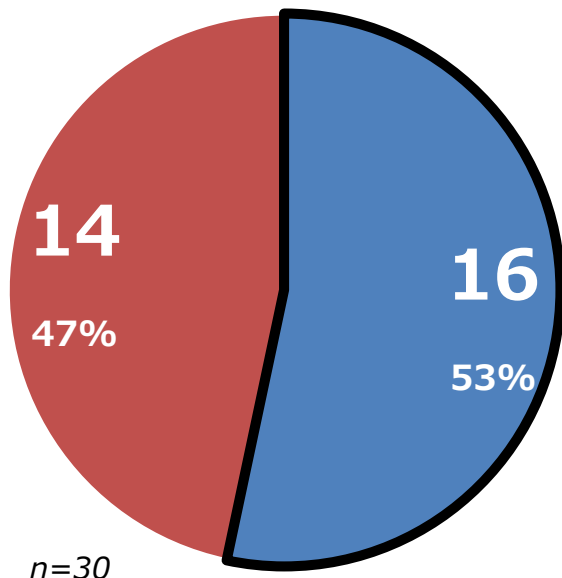
- 小売買取に基づく優先割当の相手方の属性は、自社と自社以外が同程度であった。

小売買取に基づく優先割当の対象となる設備の保有者（発電者）の属性についてご回答ください。（単一選択）

① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



■ 自社（グループ企業や出資関係がある企業を含む）

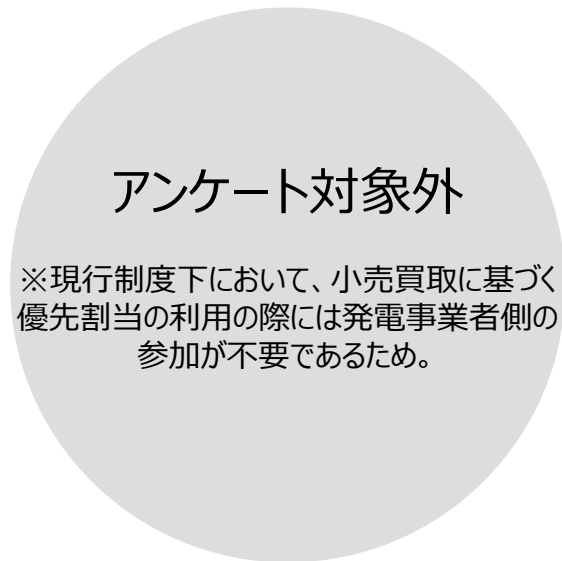
■ 自社以外

小売買取に基づく優先割当の相手方との合意（取決め）有無と形態

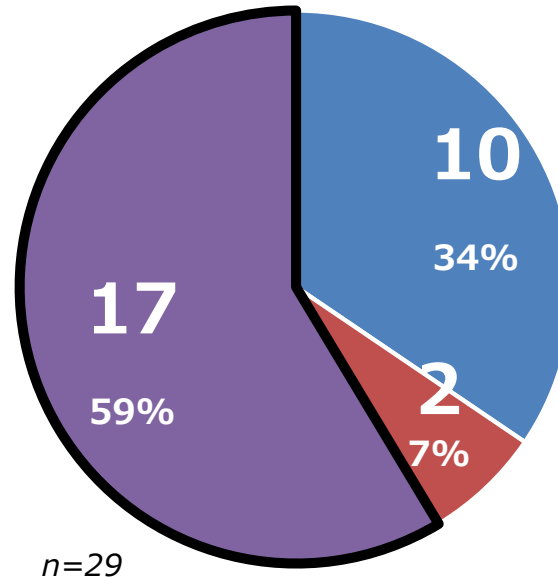
- 小売買取に基づく優先割当の合意形態について、「合意はない」との回答が半数以上であり、理由としては当然に優先割当を利用できるためというものが多かった。一方で、三分の一程度は書面による合意を締結していた。また、書面以外による合意では「メール連絡」との回答があった。

小売買取に基づく優先割当の相手方との合意形態についてご回答ください。なお、現行制度下において、小売買取に基づく優先割当を利用する場合には、発電者の同意は不要です。（単一選択）当該FIT発電設備に関するトラッキング情報を優先的に割り当てることについて、

① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



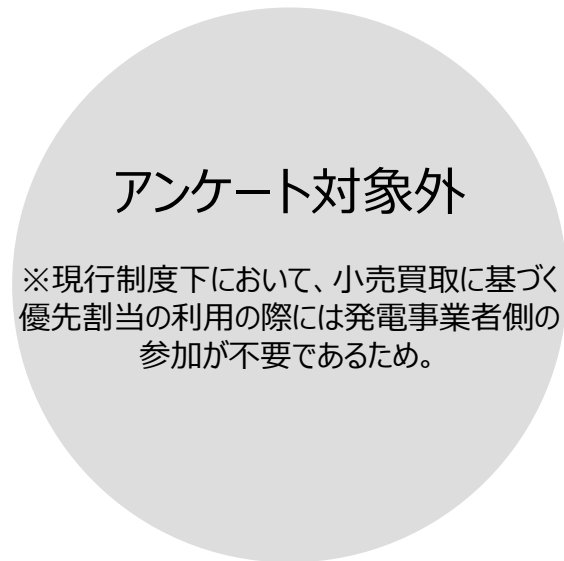
■ 書面による合意（契約書、覚書、合意書など）がある ■ 書面以外による合意がある ■ 合意締結に向けて交渉中である ■ 合意はない

小売買取に関する合意がある場合の合意期間

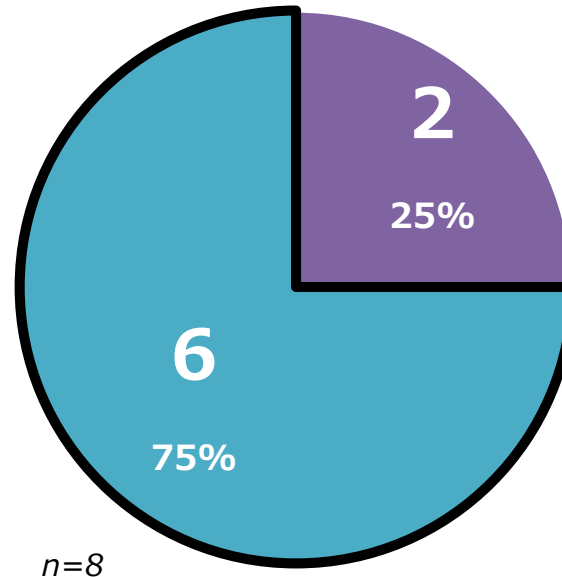
- 合意がある場合の実質的な合意期間については、「10年以上」が大宗を占めた。

自動更新条項がある場合、それを加味した実質的な合意期間をご回答ください。例えば、対象設備のFIT買取期間終了まで契約更新を行うという内容を当事者双方が認識している場合には、その買取期間終了までの期間に該当するものをご回答ください。（単一選択）

① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



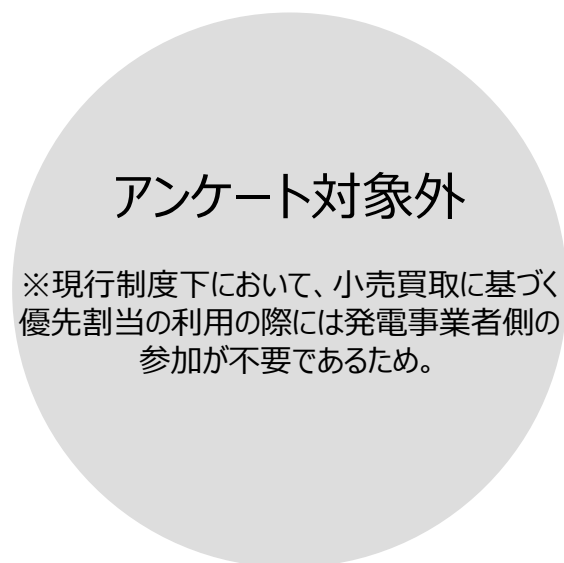
■ オークション毎に都度合意を締結している、または1年未満 ■ 1年 ■ 1年超5年未満 ■ 5年以上10年未満 ■ 10年以上

【参考】小売買取に関する合意がある場合の合意期間

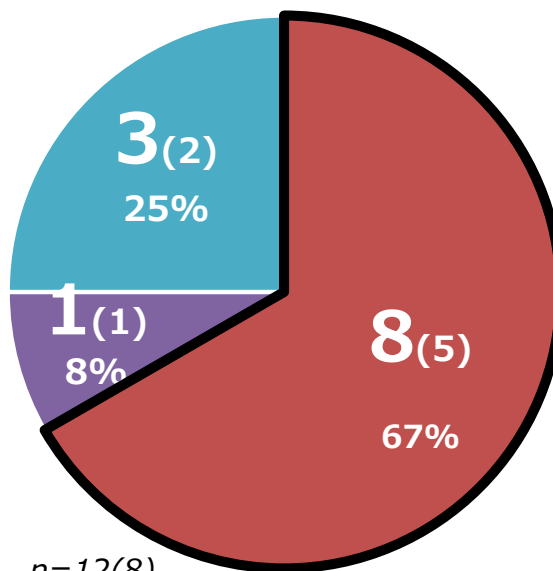
- 合意がある場合の契約書上の合意期間については、「1年」が最も多かった。また、契約期間1年以上の回答では、自動更新条項があるものが約半数であった。

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、小売買取に基づく優先割当の発電者との合意期間についてご回答ください。なお、本問では自動更新条項による期間は考慮せずにご回答ください。（単一選択）

① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



■ オークション毎に都度合意を締結している、または1年未満 ■ 1年 ■ 1年超5年未満 ■ 5年以上10年未満 ■ 10年以上

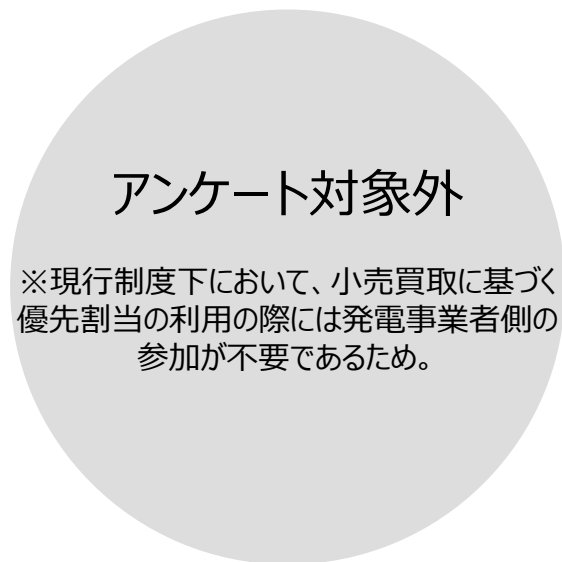
※「自動更新条項がある」と回答した内数を（）で併記

小売買取に関する合意がある場合の合意粒度

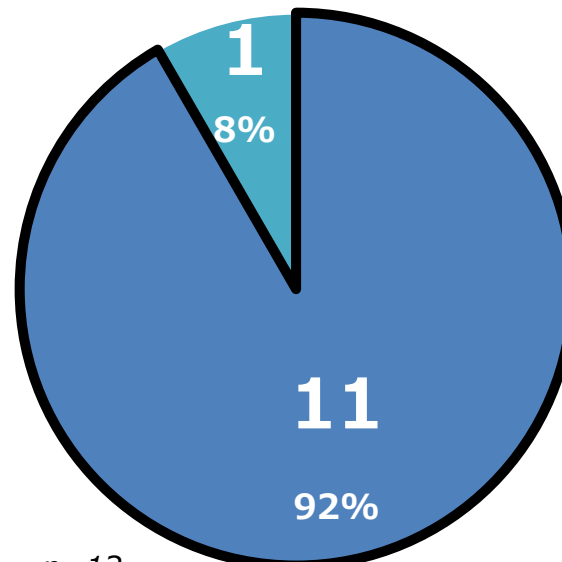
- 合意がある場合の合意の粒度は、「個別の発電所まで特定している」との回答が**大半**を占めた。「その他」の内容は、「小売電気事業者にトラッキング申請手続きとその内容を委任することを合意している」との内容だった。

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、個別合意に基づく優先割当の相手方との合意粒度についてご回答ください。（単一選択）

① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



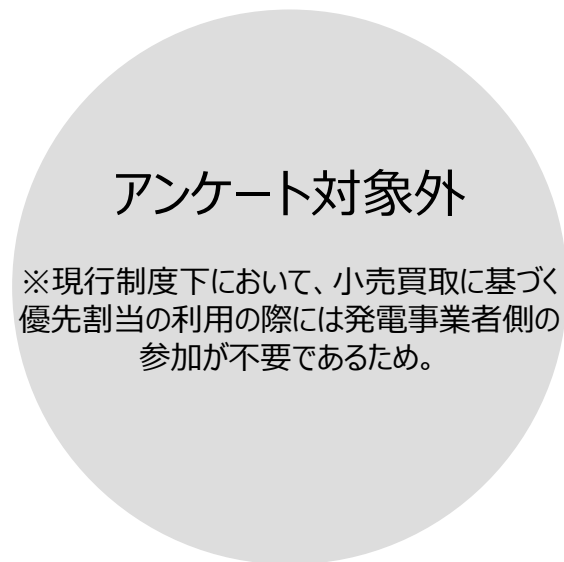
- 個別の発電所まで特定している
- 設備の所在都道府県と電源種を特定している
- 設備の所在都道府県か電源種のいずれかを特定している
- 設備の所在都道府県や電源種のいずれも特定していない
- その他

合意の締結に必要な期間（小売買取）

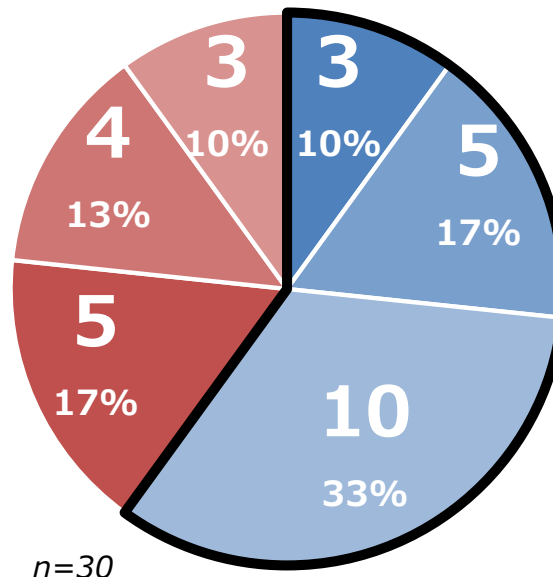
- 小売買取先と書面による合意を締結するために必要な期間について、個別合意の場合と同様に、半数は6か月未満との回答だった。また、1年以上を要するという回答も四分の一程度あった。

今後、小売買取に基づく優先割当の対象としたい設備について、例えば、従来は求めておりませんでした。が、一定期間内に発電者と書面による合意を取得することを経過措置の条件とする場合、当該合意を締結するために必要な期間をご回答ください。（単一選択）

① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



■ 既に締結している、もしくは1か月未満 ■ 1か月以上3か月未満 ■ 3か月以上6か月未満 ■ 6か月以上1年未満 ■ 1年以上2年未満 ■ 2年以上

合意の締結に必要な期間（小売買取）の理由

- 必要期間の理由は、個別合意の回答と概ね同一であり、契約関係がない状態から新たに合意を取得する必要があるため、また、需要家との間でも合意形成を図る必要があるためとの回答があった。

～6か月未満の理由：

- グループ企業であるため、手続きのハードルが低い。
- 個別協議の書面合意と同程度の時間がかかると想定いたしました。
- 金額の多寡により経営会議等にかける場合、3か月程度必要と想定しうるため。
- 契約書準備から締結までに至る一連の社内手続きにかかる時間から逆算しています。

6か月以上～の理由：

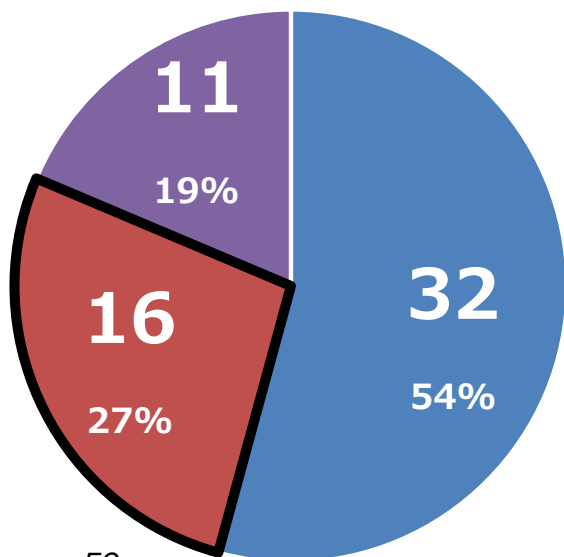
- 何も準備ができていないため 1年ほどはかかると思われる。
- 新たに契約を締結するため6か月～1年程度時間が必要である。
- 小売買取の対象発電者が多く、協議に時間を要することが予想されるため。
- FIT発電事業者との間で新たに書面による合意を取得するためには、当社とトラッキングした非化石証書を購入するお客さまとの間でも証書の購入期間等の合意形成を図る必要があるため。
- 現在まで合意実績がなく、契約書等をゼロから作成する必要があり、法務的な確認等が発生することに加え、環境価値を必要とするお客さまが今後増えていくことから、その分必要な証書量も増加し、多数の発電者との契約締結が必要になると考えられるため。

現在予定しているFIT開発案件に与える影響について

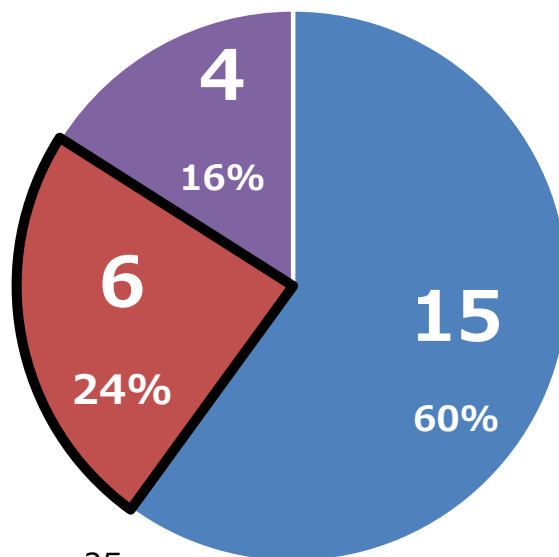
- 現在予定しているFIT開発案件に優先割当の見直しを与える影響については、「計画通り進める」との回答が多かったが、「計画の変更につながる」との回答も五分の一程度あった。一方で、「計画の中止につながる」との回答は1件のみであった。

(今後も優先割当の利用を予定されており、かつ自らFIT開発を行っている方のみご回答ください) 個別合意・小売買取に基づく優先割当の利用ができなくなった場合、現在予定しているFIT開発案件に与える影響についてご回答ください。(単一選択)

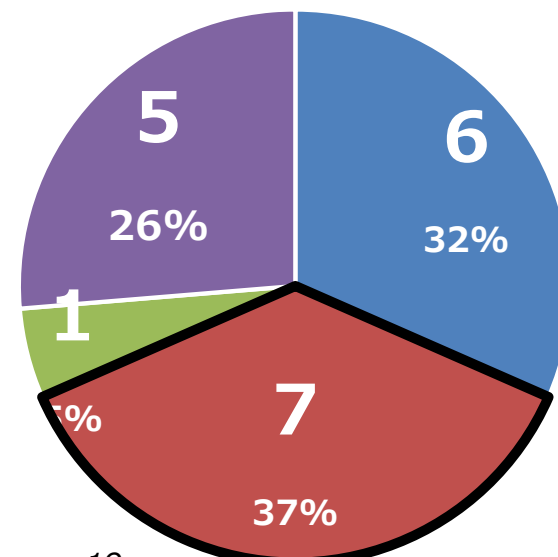
① FIT発電事業者



② 小売電気事業者



③ 需要家・仲介事業者



■ 現在予定しているFIT開発案件はない ■ 計画通り進める ■ 計画の中止につながる ■ 計画の変更につながる

現在予定しているFIT開発案件に与える影響について（理由）

- 「計画通り進める」とした理由は、売電収入単体で事業収支を組んでいるため、というものが多かった。一方で、「計画の中止・変更につながる」とした理由は、収益性が下がる、もしくは、優先割当による収益を前提に事業計画を策定しているためとの理由が多かった。

「計画通り進める」と回答した理由：

- 追加的な期待値であり大枠の決定には影響しない。
- 発電単体で事業収支を組んでいるため計画をすすめる。
- 優先割当による追加収益の考慮や非化石証書の地産地消のみを目的とする開発は行っていないため

「計画の中止につながる」「計画の変更につながる」と回答した理由：

- 環境価値を特定企業に渡すことを前提に開発の話を進めているため。
- 具体化した際に影響範囲を確認するが、何かしら計画変更をする可能性がゼロではないため。
- 個別合意を活用して当社発電所のトラッキング情報を需要家に提供し、その対価を得て収益を上げることを前提にした事業計画を策定しているため。
- 当社グループはバイオマス等の再エネ開発と需要家への再エネ供給を一体として進めている案件も多く、現行制度上で優先割当の権利を持つことは再エネ開発や需要家への再エネ供給へのインセンティブとなっている。そのため、今回の性急な変更は発電事業者、小売事業者双方の再エネ普及に向けた事業の進展を疎外する可能性が高いと考えるため。

【参考】風力発電事業者へのヒアリングにおける回答

- アンケートと並行して、近年中に大規模電源の稼働を予定している洋上風力発電事業者複数者を対象に、優先割当の利用予定や合意の締結状況、合意を締結する場合の必要期間などについてご意見を伺った。その結果、ヒアリング事業者の全てが優先割当の利用を見込んでおり、その将来の案件規模は合計でおよそ4千MWだった。

個別合意に基づく優先割当の利用予定について：

- 個別合意を行う前提で需要家と単価を協議しているところ。
- グループ会社から、将来的には個別合意でトラッキングを付けたいという意向を受け取っている。

個別合意に基づく優先割当の対象となるFIT発電設備の電源：

- 契約締結後に運開した電源も追加できる契約となっているので、現時点で残期間の回答が難しい。

合意について：

- その年運開したアセットを加味して、必要なkWhを需要家と年度ごとに協議している。
- 基本は20年の長期契約としている。2050年に向けて長期で買うのがグローバルな傾向でもある。

合意の締結に必要な期間について：

- 多くの需要家と話す必要があるため、どうしても時間がかかってしまう。
- 割当先が決まっておらず、引き受け側の必要量も変化するので、合意先を見つけることが難しい。
- 運開を確認してから合意を締結することが通例であるため、直前になるまで合意を締結することは難しい。

1. 事業者アンケートの結果
2. **優先割当の経過措置の扱い**

FIT優先割当の経過措置に関する論点

- トラッキング見直しにおけるFIT優先割当の基本方針については、これまでの議論を経て、概ね以下にて御賛同をいただいているところ。
 - 再エネ特定卸供給契約に基づく優先割当は、当面、継続することを基本とする。
 - 小売買取・個別合意に基づく優先割当は、基本的には廃止としつつも、既に利用している事業者への影響も配慮して、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認める。
- また、資料前半において、小売買取・個別合意に基づく優先割当の合意実態、優先割当の廃止に伴い必要となる準備期間などについての追加アンケートの結果をご報告させていただいた。
- 本日は、その結果を踏まえ、経過措置に関する以下論点について、御議論をいただきたい。
 - 現行の優先割当終了時期：優先割当の終了時期はいつが妥当か。
 - 対象：経過措置の対象をどうするか。
 - 期間：経過措置をいつまで認めるか。

(注) 今後の制度動向により本経過措置の前提となっている非化石証書制度自体に変更が生じた場合は、本経過措置のあり方についても変更となる可能性がある。

- 先月の11月の第86回制度検討作業部会において、FIT優先割当について以下の基本方針については、概ね御賛同をいただいた。
 - 再エネ特定卸供給契約に基づく優先割当は、当面、継続することを基本とする。
 - 小売買取・個別合意に基づく優先割当は、基本的には廃止としつつも、既に利用している事業者への影響も配慮して、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認めることとし、詳細（対象、期間など）については、今後、事業者への追加ヒアリングなどを実施して最終的に決定する。
- 一方で、今後の進め方として、FIT発電事業者へのヒアリング等も含めた丁寧かつ慎重な議論を行っていくべきとの御指摘も多くいただいた。
- よって、今後の対応としては、FIT発電事業者、小売電気事業者、需要家への追加アンケートを実施しつつ、小売買取と個別合意の優先割当に関する経過措置の内容を決定することとしてはどうか。

【参考】今後の主要論点と検討の視点

- 小売買取・個別合意に関するFIT優先割当の経過措置決定にあたっては、主に以下について議論する必要がある。

主な論点	今後の検討の視点（例）
現行の優先割当 終了時期	<ul style="list-style-type: none">□ 小売買取・個別合意に関する優先割当の終了時期<ul style="list-style-type: none">● 優先割当の終了時期はいつが妥当か。（例 24年3月/5月/7月）
対象	<p>経過措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none">□ 経過措置の対象をどうするか。<ul style="list-style-type: none">● 既に優先割当利用実績のある案件のみ引き続き利用を認めるか。あるいは、優先割当の利用を見込んでいた案件についても認めるか。● 例えば、事業者間（FIT発電事業者-小売・需要家間）で合意済みの案件については「優先割当の利用を見込んでいた案件」として対象とすべきか。● また、合意の形式に関してどこまで認めるか。例えば、契約書による合意を基本としつつ、ビジネスの実態も踏まえつつ、合意の事実が確認できる証跡であれば契約書以外も対象とするか。● 合意は優先割当終了時期までに締結されたものを対象とするか。
期間	<ul style="list-style-type: none">□ 経過措置をいつまで認めるか。<ul style="list-style-type: none">● 一定の期間を設定し当該期間経過後は、一律に経過措置を終了とするか。あるいは、事業者毎の契約内容を踏まえた期間とするか。● 事業者毎の契約内容を踏まえた期間とする場合、例えば、FIT発電事業者-小売・需要家間の合意期間とすることなどが考えられるのではないか。
その他	<ul style="list-style-type: none">□ プレミアム<ul style="list-style-type: none">● 優先割当の利用に対してプレミアムを支払うか否か。 <p>※第87回制度検討作業部会において プレミアムの支払いは不要と整理済。</p>

経過措置の対象について

- 優先割当の合意形態（利用者の約半数が書面による合意）や合意期間（10年以上という回答が大宗）を踏まえると、優先割当の利用を中長期的なスパンで事業計画上見込んでいる事業者は比較的多いと考えられる。
- また、運転開始前の電源であるが将来的に優先割当の利用を見込んでいる案件も、風力案件を中心に、一定数存在することが確認できた。
- そのため、経過措置の対象としては、**運転開始前の電源も含めて、優先割当の利用を事業計画上見込んでいた案件とすることを基本**としてはどうか。
- 一方で、FIT優先割当が特例的に講じられた仕組みであることを踏まえると、経過措置の対象範囲をむやみに広げるべきではなく、**優先割当の利用を事業計画上見込んでいたことを客観的に確認することができる案件に限定**することが適切ではないか。
- この点、事業計画上見込んでいたことを客観的に確認するものとしては、**一定の具体性を有した書面（契約書、覚書、合意書など）による合意を基本**とし、例えば、少なくとも以下の項目が記載された書面の提出を求めることとしてはどうか。
 - 合意の相手方（FIT発電事業者）※自社所有電源を自社が利用する場合には記載不要とする
 - 優先割当を利用する期間（始期～終期）
 - 対象となるFIT発電設備（設備IDで特定することを基本とする）

(注) 発電者の同意が従来不要であった小売買取の優先割当についても、トラッキング割当可能量に占める割合が大きく、市場供出分への転換を積極的に行う必要があることなどを鑑み、一定の具体性を有した書面による当事者間の合意を必要とする。

- 経過措置の対象取引をどこまで認めるかという点については、FIT発電事業者を含む優先割当の利用者の実態も踏まえて、事業者のビジネスへの影響や今後のFIT再エネ開発への影響などの観点から、丁寧な議論を行う必要がある。
- 対象取引に関する論点は以下のようなものが考えられる。
 - 事業者間（FIT発電事業者-小売・需要家間）で既に合意済みの案件※については、現時点で優先割当の利用実績がない場合でも、経過措置の対象とすべきか。

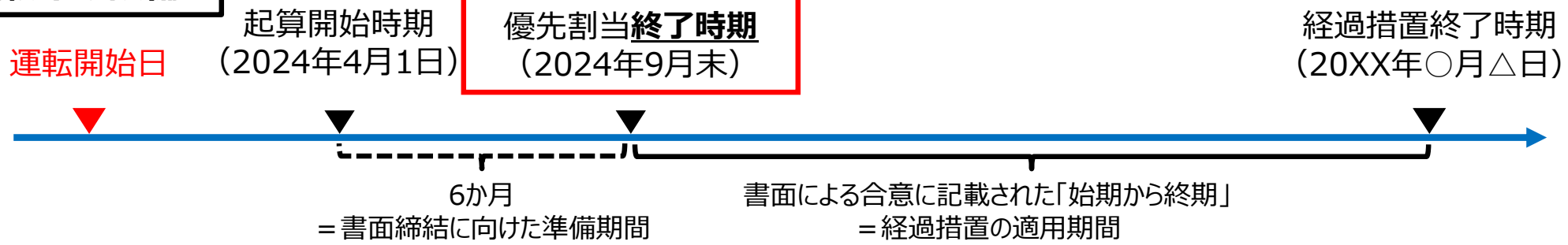
※例えば、今後稼働予定のFIT発電所に関して、FIT発電事業者と事業者（小売や需要家）の間で当該発電所のトラッキング情報を今後取引する合意（覚書）を既に締結している案件がある旨、FIT発電事業者よりヒアリング。
 - また、仮に合意済の案件を経過措置の対象とする場合、合意の形態に関してどこまで認めるか。例えば、契約書による合意を基本としつつも、ビジネスの実態も踏まえて、合意の事実が確認できる証跡であれば契約書以外も対象とするか。
 - さらに、いつまでに締結された合意を対象とするかという論点もあり、例えば、優先割当終了時期までに締結された合意を対象とする案が考えられる。
- 一方で、小売買取や個別合意に関するFIT優先割当が特例的に講じられた仕組みであることを踏まえると、経過措置の対象となる取引の範囲をむやみに広げるべきではないとの考えもある。
- ただし、前回のアンケート結果を踏まえると、優先割当の利用を前提として事業計画を組んだ小売電気事業者や需要家も一定数存在しており、事業者のビジネスへの影響にも十分に配慮する必要があるため、追加アンケートの結果も踏まえて、今後御議論をいただきたい。

現行の優先割当の終了時期と適用期間について

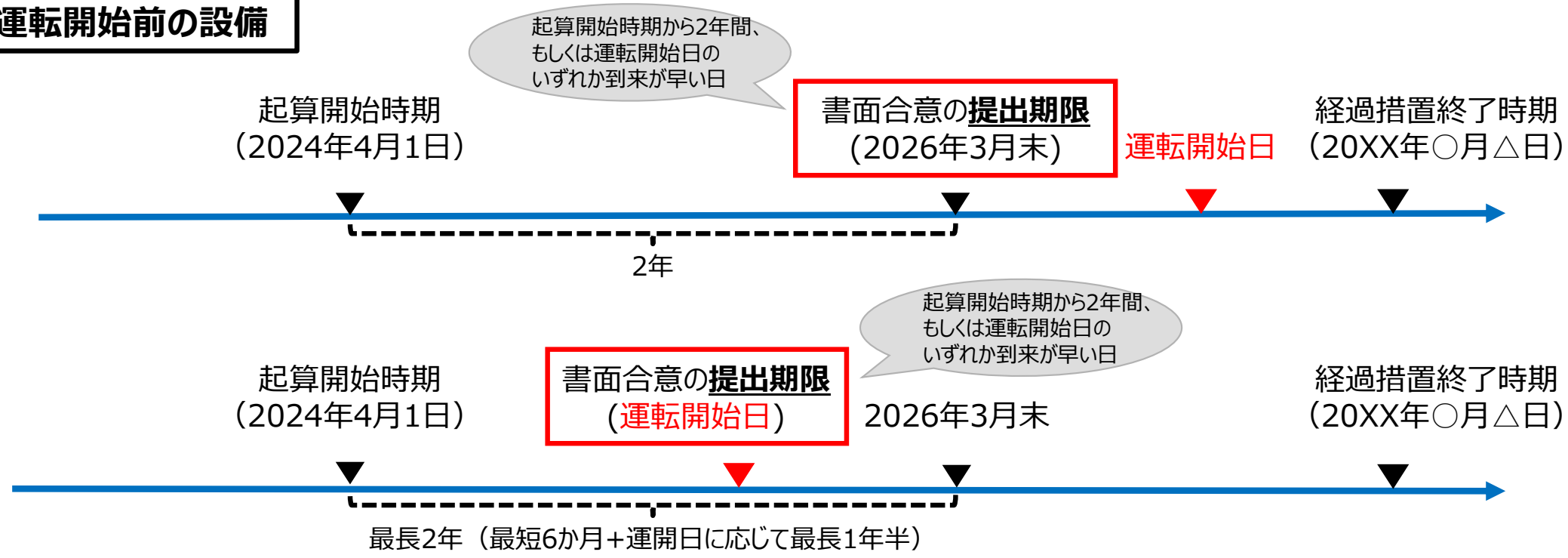
- 優先割当の終了時期については、FIT優先割当が特例的に講じられた仕組みであることを鑑みると、できる限り早く終了することが望ましいと考えられる一方で、優先割当終了に向けた事業者の準備期間なども踏まえて慎重に判断する必要がある。
- この点、書面合意の締結に必要な期間として6か月未満という回答が半数以上であったところ、現行の優先割当の終了時期は、概ねの事業者にとって必要と考えられる準備期間として、6か月の期間満了後としてはどうか。また、その期間の起算開始時期は、周知期間や年度の区切りなどを考慮し、2024年4月1日としてはどうか。
- 以上より、現行の優先割当は2024年9月末をもって終了し、同日中までに書面による合意がトラッキング事務局に提出されたものに関する電源を、経過措置の対象とすることとしてはどうか。
- 一方で、運転開始前の電源については、運転開始の直前まで合意を締結することが難しい場合も考えられるため、一定の配慮を行うことが適切と思われる。このため、起算開始時期の時点で運転開始前の電源については、上記の6か月の期間を一律で設けたうえで、その後は上記の起算開始時期から2年間、もしくは運転開始日のいずれか到来が早い日までに書面による合意が提出されたものを経過措置の対象としてはどうか。
- 経過措置の対象となった電源の経過措置の適用期間については、事業計画上見通している期間分については配慮が必要であることを踏まえ、書面による合意に記載された、「始期から終期まで」としてはどうか。

【参考】現行の優先割当の終了時期

運転中の設備



運転開始前の設備



(注) 運転開始前の設備とは、起算開始時期（2024年4月1日）時点で未運転の電源を指す。

【参考】現行の優先割当の終了時期の考え方について

- アンケートの結果を参照すると、合意の締結に必要な期間は6か月（未満）との回答が半数であったが、それ以上が必要であるとの回答も半数程度存在した。それらの回答理由を確認したところ、A～Dの4類型に大別することができたため、各類型から数社ずつ選定の上、以下のとおり、追加で確認・検討を行った。
 - A) 一つの電源の設備容量が大きく、発電事業の構成団体内での調整や、多くの相手先との交渉・協議が必要であるため
 - B) これまでに合意実績がなく、どのような合意書を準備すればよいか分からず時間を要する可能性があるため
 - C) 自社グループ開発の案件の開発状況に合わせて自社での活用を順次行う計画であるため
 - D) FIT電源の運転開始時期が数年以上先であり、現時点で協議を行うことが困難であるため
 - A) 協議の相手方や対象となる設備数が多いのみならず、対価や割当量の調整など、一つの契約当たりの協議事項が多岐にわたる場合には、長い期間が必要になると考えられる。そこで、このような回答があった事業者数者に、最低限3項目の記載がある書面があれば経過措置の対象となるとした場合に、6か月で対応可能であるかを確認したところ、概ね対応可能との確認がとれた。
 - B) 合意締結の実績がないために時間を要する、という理由は、同理由から、合意内容や所要期間の目算を立てることが困難であったと考えられる。このような回答があった事業者数社に、Aと同様の確認を行ったところ、概ね対応可能との確認がとれた。
 - C) 状況に合わせて順次活用を行う計画であるため、という理由は、優先割当は基本的に廃止とする方向性と整合的でないと考えられるため、追加の確認は実施していない。
 - D) 優先割当の利用を前提に開発している運転開始前の設備については、6か月の期間では書面による合意を締結できないことも想定される。よって、このような回答のあった事業者数社に、既に設備ID取得済みで、運転開始前の設備については、最低限3項目の記載がある書面があれば経過措置の対象となるとした場合に、2年以内に対応可能であるかを確認したところ、対応不可とまではいえないとの回答であった。

【参考】現在予定しているFIT開発案件に与える影響について

- なお、優先割当の見直しにより、再生可能エネルギーの導入拡大が阻害されることのないよう、現在予定されているFIT開発案件に与える影響についても思慮する必要がある。
- アンケートの結果を参照すると、**「計画の中止につながる」「計画の変更につながる」との回答もあったが、**そのような回答があった複数社に追加で確認を行ったところ、回答における「計画」とは、収支計画見通しや社内のカーボンニュートラルに向けた計画を念頭に置いたものであり、**FIT開発自体の中止や、規模縮小など、計画中の新規FIT電源の導入自体には支障を来さないことが確認できた。**
- また、収支計画等の意味での「計画」の変更・中止などについても、経過措置の対象となる要件案を提示し、経過措置の適用によって実質的に回避・緩和可能であるかを確認したところ、**概ね緩和・回避可能との確認がとれた。**

【参考】現行の優先割当終了時期

- 小売買取・個別合意に関するFIT優先割当については、基本的には廃止としつつも、既に利用している事業者への影響も配慮して、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認めることとした。
- この終了時期については、小売買取や個別合意に関するFIT優先割当が特例的に講じられた仕組み※であることを踏まえると、トラッキング情報へのアクセス確保の観点から、できる限り早く終了することが望ましいと考えられる。(例：2023年度末まで)
※小売買取のFIT優先割当は、電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐため、例外的に優先割当を認められたものであり、個別合意は、グループ会社の発電設備など、特定のトラッキング情報を優先的に取得したいとの事業者ニーズに応え、事業者の利便性を高める観点から、特例的に講じられた仕組みである。
- 一方で、優先割当終了に向けた事業者の準備期間やトラッキング事務局による対応スケジュールなども踏まえて、来年度の終了 (例：2024年5月、7月) も選択肢に入れつつ、慎重に判断する必要がある。
- よって、追加アンケートの結果も踏まえて、今後御議論を頂きたい。

- 経過措置に伴う優先割当をいつまで認めるのかという点に関しては以下の論点が考えられるが、決定次第では事業者に大きな影響を与える可能性があるため、対象取引と同様に、慎重に議論を行う必要がある。
 - 事業者毎の契約内容を踏まえた期間とするか。あるいは、一定の期間を設定し当該期間経過後は、全ての案件について一律に経過措置を終了とするか。
 - さらに、事業者毎の契約内容を踏まえた期間とする場合、例えば、FIT発電事業者-小売・需要家間の合意期間とすることが考えられる。
- 優先割当が特例的に講じられた仕組みであることを踏まえると、経過措置の適用期間をむやみに長くすべきではなく、一定の期間で一律に終了すべきとの考えもある一方で、一律に終了とした場合、事業者によっては顧客との契約期間よりも前に経過措置が廃止され、調達コストの増加リスクや調達が不確実になるリスクにさらされることになる。
- このような点も踏まえて、経過措置の適用期間についても今後御議論いただきたい。
- なお、優先割当の利用に対するプレミアムの支払いについては、小売電気事業者の負担増加や契約見直し（対FIT発電事業者、対顧客）に繋がるおそれがあることに鑑み、不要としてはどうか。